

第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定

1 制限区域等の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第32条）

ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。以下本項、②及び5の（9）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の1の（1）の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、又は、第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域（法第32条）

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

ただし、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

③ 監視強化区域

都道府県は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、本病の発生の監視を強化する区域（以下「監視強化区域」という。）として設定する。

ア 3の（1）の②により、搬出制限が解除された区域

イ 3の（1）の①により、移動制限が解除された区域

④ 食鳥処理場で発生した場合

都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが第5の2により高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該食鳥処理場を中心として、原則として半径1km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、原則として①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第32条）

ア 都道府県は、第5の2により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

なお、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径5km 以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5km を超えて設定する。

② 搬出制限区域（法第32条）

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径5km 以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

ただし、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から5km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域を設定しないことができるものとする。

③ 監視強化区域

都道府県は、原則として、次に掲げる区域（他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。）について、監視強化区域として設定する。

ア 3の（２）の②により、搬出制限が解除された区域

イ 3の（２）の①により、移動制限が解除された区域

（３）制限区域等の設定方法

① 制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

(4) 家きんの所有者への連絡

都道府県は、制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(5) 制限区域等内の農場への指導

都道府県は、制限区域等の設定を行った場合は、制限区域等内の全ての家きんの所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等について制限区域等が解除されるまで報告するよう求める。

ただし、監視強化区域のうち、（１）の③のイの区域及び当該区域に外接する（１）の③のアの区域又は（２）の③のイの区域及び当該区域に外接する（２）の③のアの区域においては、当該報告を省略することができる。

- ① 同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
- ③ ５羽以上の家きんが、まとまって死亡していること（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

【留意事項 48】 制限区域等内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

１ 家きんの所有者

- （１）法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

- ① 死亡家きんの羽数、死亡家きんがいる場合には、①死亡家きんの位置（家きん舎名及びケージ等の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- ② 農場からの出荷状況
- ③ 農場への導入状況
- ④ 死亡家きんの周辺家きんの臨床所見

- (2) 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- (3) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- (4) 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- (5) 家きん舎内については、本病ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

2 獣医師等の畜産関係者

- (1) 携行する器具及び薬品は、最小限とすること。
- (2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- (4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
- (5) 移動経路を記録し、保存すること。

3 飼料輸送業者・集卵業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

5 死亡鳥取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

1の(1)の①のア又は1の(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3kmまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1kmまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

3 制限区域等の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づく殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアで行う第12の2の(2)の清浄性確認検査及び第12の2の(3)の搬出制限区域解除検査により全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 第12の2の(4)の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、(1)の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

第12の2の(1)の発生状況確認検査により制限区域内の全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 第12の2の(4)の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

こと。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたもの及び病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

5 制限の対象外

- (1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の4の(1)により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。）。ただし、監視強化区域に出荷させる場合には、第9の1の(5)の指導が行われている場合に限り、

ア 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

【留意事項49】家きんの食鳥処理場への出荷のための遺伝子検出検査の検体数

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブを検体として採材する。

- ② 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

ア 食鳥処理を行う当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

- (2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等への出荷

臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第 10 の 4 の（2）により事業を再開したGPセンター等又は移動制限区域外にあるGPセンター等に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項 50】制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等を経由しない出荷について

制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター等を経由しない直販所等での販売については、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することにより、GPセンター等へ出荷とみなすことができる。

（3）移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなのお荷

① 臨床検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）第 10 の 4 の（3）により事業を再開したこと。

（イ）移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後 72 時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分別管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

（a）臨床検査

（b）当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

【留意事項 51】家きん卵の出荷のための検査の検体数

1 気管スワブについては、家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の検体として採材す

る。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん5羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。

【留意事項 52】 ふ卵場からの初生ひな（ふ化後 72 時間以内のひなのことをいう。）の出荷のための簡易検査の検体数

- 1 死ごもり卵を中心に 25 検体を採材すること。
- 2 5 検体を 1 プールとして、5 プール検体の検査を実施すること。
- 3 採材に当たっては、異常卵の増加の有無等の臨床検査を確実に行うこと。

イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）第 10 の 4 の（3）の①の要件のいずれにも該当すること及び第 10 の 4 の（3）の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

（イ）アの（イ）に該当すること。

ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）移動制限区域内の農場から出荷された種卵をふ化させないこと。

（イ）施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が都道府県によって把握されていること。

- ② ①の種卵から生まれた初生ひなを制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

- （4）移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

第 10 の 4 の（3）により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷させることができる。この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

① 密閉車両を用いる。

② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (5) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷
- ① 家きん

搬出制限区域内の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
 この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ② 家きん卵（種卵を含む。）

搬出制限区域内の農場の家きん卵について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター等、ふ卵場又は検査等施設（（3）の①のウに該当するものに限る。）に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
 この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 - ③ 初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するとともに、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

 - ア 密閉車両を用いる。
 - イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ウ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - エ 移動経過を記録し、保管する。
- (6) 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷
- ① 家きん

制限区域外の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
 この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む。）

制限区域外の農場の家きん卵（種卵を含む。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター等、ふ卵場又は検査等施設（（３）の①のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

（７）制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

カ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

【留意事項 53】 制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式 6 により作成する。

(8) 制限区域外の家きんの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③の措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、制限区域内を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動元の農場若しくはふ卵場又は移動先の農場若しくはふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合のほか、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合、移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止し、当分の間、(1)から(4)までの協議を見合わせる。

当該禁止は、必要に応じて、小委の委員等の専門家の意見を聴きつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、又はその他の移動を禁止する事情に対して必要な措置が講じられるまでの間継続する。

第10 家きん集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

（1）都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- ① 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）における食鳥処理
- ② GPセンター等
- ③ ふ卵場
- ④ 品評会等の家きんを集合させる催物

（2）都道府県は、移動制限区域内の食鳥処理場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項54】家きん集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

【留意事項55】移動制限区域内の制限の対象となる業務

- ・食鳥処理場：新たな家きんの受入
- ・GPセンター：新たな食用卵の受入（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなGPセンターにおける併設家きん舎からの受入については除く。）
- ・液卵加工場：新たな食用卵の受入（農場からGPセンターを経由せず直接原卵を搬入している場合及びGPセンターにおいて洗卵・消毒の処理をせずに搬入している場合に限る。ただし、家畜防疫員が立入検査により、防疫指針第10の4の（2）に示す要件を満たし、遵守されていることが確認できる場合は、動物衛生課と協議の上、発生時に当該要件を満たしていることを再度確認した上で、制限の対象外とすることができる。なお、当該協議については別記様式9により行うとともに、毎年5月から9月末まで1回は立入検査により当該状況を確認すること。）
- ・ふ卵場：新たな種卵の受入（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を停止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、都道府県は、当該ふ卵場が4の（3）の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、第9の5の（3）の①のアの（イ）のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷させることができる。

4 制限の対象外

（1）食鳥処理場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内の食鳥処理場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理を行うこと。

カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理を行うことが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。

ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

（2）GPセンター等の再開

① 再開の要件

移動制限区域内のGPセンター等について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。

ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃・消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。

ウ GPセンター等の関係者が当該GPセンター等に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。

カ 家きん卵及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(3) ふ卵場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内のふ卵場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃・消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。

- オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
 - カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。
 - キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。
 - ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。
 - ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。
 - コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 都道府県は、(1) から (3) までに基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度停止する。

【留意事項 56】 家きん等の集合を伴わない催物等に関する事項

家きん等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、本病のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、本病が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。ただし、第9の1の（1）の①のア又は（2）の①のアにより、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - （1）道路網の状況
 - （2）一般車両の通行量
 - （3）畜産関係車両の通行量
 - （4）山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

【留意事項57】 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

（2）消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消

毒)により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

(1) 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底すること。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

4 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県の車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

【留意事項 58】発生農場周辺の消毒の徹底

発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、必要に応じて散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、第4の3の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家きん

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行うとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

ウ 第5の2の(1)の②のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ その他、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家き

ウ 第5の2の(2)の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ その他、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

【留意事項 59】疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家きん、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）、その他本病ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、農場所有者、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から、複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡すること。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき実施する。報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 特定症状の有無
 - (2) 死亡家きんの羽数、死亡家きんがいる場合には、①死亡家きんの位置（家きん舎名及びケージ等の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (3) 農場からの出荷状況
 - (4) 農場への導入状況
 - (5) 死亡家きんの周辺家きんの臨床所見

【留意事項 60】疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある農場及び畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、GPセンター等、食鳥処理場、飼料工場、飼料・敷料販売先、農協等）
- (3) 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

2 調査事項

- (1) 河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係

- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向等
- (3) 家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者及び従業員、管理獣医師、飼料・敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。）
- (5) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給水の消毒を含む。）、機器・設備の他農場との共有の有無など

3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のことを、必要に応じて検査を実施する。なお、以下の検査で陽性となった場合については、直ちに動物衛生課に連絡すること。

- (1) 野 鳥：猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物：捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。
- (3) 豚：発生地を中心とした半径5km 周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり10頭程度の検査を実施する。

【留意事項 61】疫学関連農場における移動制限について

- 1 疫学関連家きんの移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と接触後 14 日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議の上、解除することができる。
- 2 1にかかわらず、次の要件のいずれにも該当する疫学関連家きん（制限区域等内のものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、防疫指針第 10 の 4 の（1）により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。）。なお、疫学関連家きん以外の移動制限については、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。
 - ア 当該農場について、防疫指針第 12 の 1 の（2）の検査により陰性が確認されていること。
 - イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って 3 日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

【留意事項 62】疫学関連家きんにおける簡易検査及び血清抗体検査の検体数

疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査における検体数については、

当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

【留意事項 63】 あひる及びほろほろ鳥が高病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんと判定された場合の移動制限解除のための検査について

移動制限解除の検査については、防疫指針第 12 の 1 の (2) の②に準拠した臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査を実施する。また、当該疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査の検体数については、家きん舎ごとに 10 羽とする。

2 制限区域等内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

家畜防疫員は、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として 24 時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを 100 羽以上飼養する農場（エミュー及びだちようにあつては、10 羽以上飼養する農場）に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

移動制限区域内の農場

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

制限区域内の農場

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

(3) 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、高病原性鳥インフルエンザの発生の場合にあつては、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、搬出制限区域内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で 30%の感染を検出できる数を対象として、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

(4) 監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 28 日が経過した後に、監視強化区域内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で 30%の感染を検出できる数を対象として、(3)と同様の検査を行う。

【留意事項 64】 発生状況確認検査、清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査の方法

- 1 都道府県は、対象農場に対して死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無を確認するなどの臨床検査を実施する。なお、当該検査については、電話やオンライン会議システムを活用できる。

2 1の結果、異状が認められた場合には、防疫指針第4の2の措置を講じる。

3 搬出制限解除検査及び監視強化区域解除検査の対象農場の選定に当たっては、飼養羽数 100 羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で 30%の感染を検出できる数の検査農場を、下表を参考に選定する。

母集団	標本数
1～19 戸	6 戸
20～29 戸	7 戸
30～99 戸	8 戸
100 戸以上	9 戸

【留意事項 65】発生状況確認検査の実施を省略できる場合

防疫指針第 12 の 2 の（１）の①の発生状況確認検査について、密集地域の複数の農場で短期間（７日程度）に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、小委等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

3 1の（2）又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- （１）1の（2）の検査で異状又は陽性が確認された場合、都道府県は第4の2に準じた検査を行い、農林水産省は第5の判定を行う。さらに、2の検査で陽性が確認された場合、農林水産省は第5の判定を行う。
- （２）農林水産省は、1の調査及び2の検査の結果並びに（１）において行う第5の2の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

1の調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- （１）発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、1の調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- （２）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- （３）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- （４）立ち入った農場の家きんについて1の（2）又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれでもないこと

が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- （1）都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の（2）によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に家きんを飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- （2）都道府県は、（1）の結果、家きんの所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家きんの所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- （3）都道府県は、（2）の勧告を受けた家きんの所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）

- 1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。

- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、本病については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

- （1）埋却を含む防疫措置の進捗状況
- （2）感染の広がり（疫学関連農場数）
- （3）環境要因（周辺農場数、家きん飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状况等）

- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- （1）実施時期
- （2）実施地域
- （3）対象家きん
- （4）その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家きんの設置、移動制限の対象等）

- 4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

【留意事項 66】 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書

都道府県は、ワクチンを受領した場合には、別記様式7による受領書を発行すること。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式8により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

- 5 農林水産省は、感染予防が可能なワクチンの研究及び開発を強力に進め、その成果が出た場合には、本指針を速やかに見直すものとする。

【留意事項 67】 ワクチンに関する事項

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。

- 2 ワクチンの接種は、法第 31 条に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第14 家きんの再導入

- 1 都道府県は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための家きん（以下「モニター家きん」という。）を導入するよう指導する。
- 2 都道府県は、当該農場がモニター家きんを導入する場合、次の検査を実施する。
 - (1) 家きん舎の床、壁、天井等の環境検査
 - (2) (1)の検査の結果が陰性であることを確認した後に導入したモニター家きんの検査
 - ① 高病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
臨床検査及び簡易検査
 - ② 低病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査
- 3 あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。
- 4 都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、第2-1の2の(5)に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を4半期ごとに都道府県に報告するものとする。
- 5 都道府県は、1及び4の再導入前後の立入検査で飼養衛生管理基準の不遵守を認めた場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用して、改善されるまで指導等を行うとともに、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。また、家きんの所有者又は飼養衛生管理者に対して、指摘された事項について自ら改善状況を取りまとめ、報告するよう指導する。なお、指摘事項がない場合であっても、その旨を報告するよう指導する。都道府県は報告内容を確認の上、動物衛生課に報告する。

【留意事項 68】家きんの再導入に関する事項

家きんの再導入に関する検査等については、次のとおり対応する。

- 1 農場が再導入を予定している場合には、家畜防疫員は次に掲げる内容について、当該農場に立ち入り、確認する。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - (2) 農場内の飼料、家きんの排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。

(3) 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるよう指導する。

4 家きんの再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な焼却施設又は埋却予定地を確保しておくものとする。

【留意事項 69】 モニター家きん導入前の環境検査について

モニター家きんを導入する場合、次により環境検査を実施する。

1 環境検査の実施方法

(1) 検査材料の採取場所

- ① 家きん舎（壁、床、餌槽、換気扇、外部への出入口付近等）
- ② 堆肥舎
- ③ 飼料置き場、飼料
- ④ 死亡家きん等保管場所
- ⑤ 長靴、作業用手袋、家きんの飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

(2) 検体数

各家きん舎 10 か所（発生家きん舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（堆肥舎等）50 か所程度採材する。

(3) 検査方法

抗生物質（ペニシリン（1,000 単位/mL）、ストレプトマイシン（1,000 μ グラム/mL）を加えた PBS で濡らした滅菌綿棒等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施する。

(4) 遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の遺伝子検出検査で判定する。

(5) 個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、必要に応じてウイルス分離検査を実施する。

2 環境検査で陽性となった場合の対応

環境検査において遺伝子検出検査が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

【留意事項 70】 モニター家きんの検査について

防疫指針第 14 の 2 の（１）の検査の結果が全て陰性であることを確認した後に、防疫指針第 14 の 2 の（２）の検査を以下のとおり実施する。

- 1 1 家きん舎当たり、モニター家きんを原則として、30 羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター家きんを導入後に、全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした以下の検査を実施する。なお、鶏を対象とした簡易検査を実施する場合は気管スワブを 1 検体として、鶏以外の家きんを対象とする場合は気管スワブ及びクロアカスワブをそれぞれ 1 検体として実施すること。
 - （１）高病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
モニター家きんを導入した日から 3 日を経過した後に、臨床検査（全羽）及び簡易検査（家きん舎ごとに 5 羽）
 - （２）低病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合
モニター家きんを導入した日から 14 日を経過した後に、臨床検査（全羽）、簡易検査及び血清抗体検査（家きん舎ごとに 5 羽）
- 3 検査の結果、モニター家きんが仮に陽性となった場合において、本病の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を汚染物品として処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施し、1 の検査から再度実施する。

第15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の2から5までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合又は4の（2）に掲げる検査の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。
- (3) なお、都道府県知事は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において第9の1の（5）の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きんの所有者に求める。
- (4) 都道府県は、4の（2）のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に送付する。

2 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条第1項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。
 - ① 生きた家きん
 - ② 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
 - ③ 家きんの死体
 - ④ 家きんの排せつ物等
 - ⑤ 敷料、飼料及び家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）
- (2) 制限の対象外
 - ① 敷料等の移動
敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に施設に移動させることができる。この場合、移動時に第9の5の（7）の②の措置を講ずる。
 - ② 家きん卵（種卵を含む。）の出荷
家きん卵（種卵を含む。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第9の5の（6）の②に準じて、GPセンター等、ふ卵場及び検査等施設に出荷させることができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、次の要件のいずれにも該当すること。
 - ア ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること
 - イ 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと
 - ③ 家きんのお荷
モニター家きんを対象とする4の（2）の検査により全て陰性を確認している場合には、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に第9の5の（1）の②の措置を講ずる。

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5km 以内の区域にある農場について、1の（1）の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を行う。

4 清浄性の確認のための検査

- （1）適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りが無いよう配置する。
- （2）都道府県は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

【留意事項71】農場監視プログラムにおけるモニター家きん検査開始前の検査

都道府県は、最初のモニター家きんの検査が実施されるまでに、農場監視プログラムが適用された農場における家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

5 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

- （1）適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする4の（2）の検査により全て陰性を確認していること。
- （2）再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等について防疫指針第14の2の（1）の環境検査を行い、陰性を確認すること。

6 疫学調査

（1）調査の実施方法

都道府県は、農場監視プログラムの適用の開始後、1の（1）の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

（2）検査

都道府県は、（1）の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第16 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査（環境サンプル等の採取を含む。）を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因の分析及び取りまとめを行う。

【留意事項 72】 疫学調査チームが実施する現地調査について

原則として、全ての発生事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に、発生農場及びその周辺において、疫学調査に資する現地調査を実施する。

なお、調査チームのメンバーについては、可能な限り、疫学、ウイルス学、野生動物（野鳥を含む。）の専門家を含め、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、農林水産省の職員を加えた構成とする。

【留意事項 73】 疫学調査における環境サンプル等の検査及び採取について

疫学調査において、発生農場及び発生家きん舎へのウイルスの侵入要因並びに発生家きん舎内及び非発生家きん舎への浸潤状況の検討のため、発生家きん舎内を中心にした各家きん舎や農場内外から採取した死亡野鳥等及び環境サンプル等からのウイルス分離検査又は遺伝子検出検査を実施する。

環境サンプル等は、防疫措置・消毒が実施される前に採取することが望ましいことから、農場内のサンプルについては、疫学調査チームの到着までに、都道府県の調査メンバーが採取を実施する。

第4章 その他

第17 その他

- 1 種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、防疫措置の完了後も、家きんの所有者や防疫措置従事者の精神的ストレスが持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。また、家きんの所有者、市町村、関係団体等に疫学調査の結果、家きんの再導入に向けた手続等について情報提供を行う。

1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングの血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の5の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

(1) 遺伝子検出検査

検査対象は、防疫指針に定められた検査対象家きん及びその他家畜防疫員が必要と認める家きんの気管スワブ及びクロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る。）のうち、10羽に係るもの（簡易検査で陽性となった個体を優先する。）とする。ただし、簡易検査の検査対象が10羽に満たない場合には、全羽に係るものを検査対象とする。当該検査対象について、動物衛生課が別途定める方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、

(2) の検査を行う。

(2) ウイルス分離検査

① 材料の採取

鶏から気管スワブ、鶏以外の家きんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

② 材料の運搬及び処理

材料は抗生物質（ペニシリン（1,000単位/mL）、ストレプトマイシン（1000 μ g/mL）及びアムホテリシンB（Amphotericin B））を添加した滅菌済のPBS（pH7.0～7.4）又は細胞培養液中に入れる。材料をよく懸濁した検体は密閉容器に入れた後に、容器の外側を消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で家畜保健衛生所に運搬する。

家畜保健衛生所に到着後、検体を遠心分離処理（1,000G×5分間）し、汚染検体の場合は必要に応じて、その上清をポリビニリデンフロライド（PVDF）から成るポアサイズ0.45 μ mのフィルター（滅菌済ディスポーザブルシリレンジフィルター）を用いてろ過滅菌する。その後、室温に1～2時間静置後ウイルス分離に供する。なお、排せつ物や臓器は上記組成の抗生物質添加液で10～20%（w/v）乳剤にし、遠心分離処理（1,000G×5分間）、上記手法によるろ過滅菌処理の後に、室温に1～2時間清置後、その上清をウイルス分離に供する。

③ 発育鶏卵への接種（ウイルス分離）

検体の上清を2個以上の9～11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2mL接種し、35～37℃で48時間ふ卵する。接種以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で（少なくとも24時間及び36時間後に検卵すること）、48時間後に生残した場合は4℃に1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性（以下「HA」という。）についてマイクロプレート法による検査（以下「HA試験」という。）を行う。HA試験が陰性の場合はさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

④ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究部門に送付し、病性鑑定に供する。

(3) 血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、①の方法（①の診断薬を入手できない場合その他やむを得ない事情により①の方法による検査を実施できない場合には、②の方法）で行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、②の方法で行う。

① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）薬事法により動物用医薬品として承認された診断薬を用いてエライザ法による検査を行い、当該検査の結果、陽性であった場合には、引き続き、②の検査を行う。その結果、陽性であった場合には、血清抗体検査陽性と判定する。

- ② すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド（NP）抗原とマトリックス（M）抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000 Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

イ 反応法

試験は8%（w/v）のNaClを含む0.01Mリン酸緩衝液（pH7.2）に1%（w/v）にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2～3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に直径5mmの穴で2～5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mLずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には、血清抗体検査陽性と判定する。沈降線が交差した場合には、非特異反応と判定する。

（4）モニタリング又は病性鑑定結果に関する記録

家畜保健衛生所は、モニタリング又は病性鑑定時に採材した材料、家きんの飼養形態等の情報及びモニタリング等の結果について、参考様式を用いて電子媒体にて記録する。

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究部門への材料送付

防疫指針第4の5の（2）並びに6の（1）及び（2）による家畜保健衛生所から動物衛生研究部門への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

（1）材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子検体を別記の記載事項に留意しつつ動物衛生研究部門に冷蔵状態で送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式3）及び「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）を添付する。

（2）連絡

- ① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究部門に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。
- ② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し動物衛生研究部門に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式2-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

3 動物衛生研究部門で行う病性鑑定

防疫指針第5の1の（1）及び（2）の動物衛生研究部門において実施するウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の方法は、以下のとおりとする。

（1）ウイルス亜型特定検査

分離ウイルスのHA及びNA亜型は、HA及びNA亜型の特異抗血清を用いたHI試験、ノイラミニダーゼ活性抑制試験（NI試験）、又は遺伝子解析により決定する。

（2）病原性判定試験

WOAHマニュアルに準拠した方法により行い、以下のア又はイに該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

ア 滅菌PBSで10倍に希釈した感染尿膜腔0.2mLを4～8週齢の感受性鶏8羽に接種し、10日以内に6～8羽を死亡させた場合。

イ 分離されたウイルスがH5又はH7亜型であり、かつ、ヘマグルチニンの結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスと類似している場合。

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

（1）次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※ ¹
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：
ドライアイス〇〇kg在中※ ²

※¹ 朱記すること。

※² ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

（2）検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

（3）1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

（4）郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

（5）国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

（6）上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

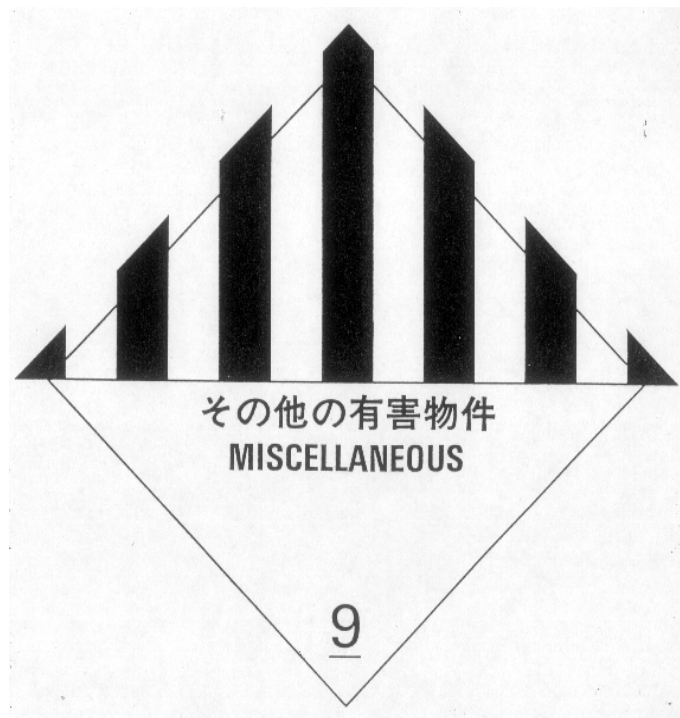
（注2、3）ラベルの様式は3のとおり。（受持郵便局に必要な分を請求願います。）

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号 : 6.2)



(2) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号 : 9)



家きんの評価額の算出方法

1 肉用鶏

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

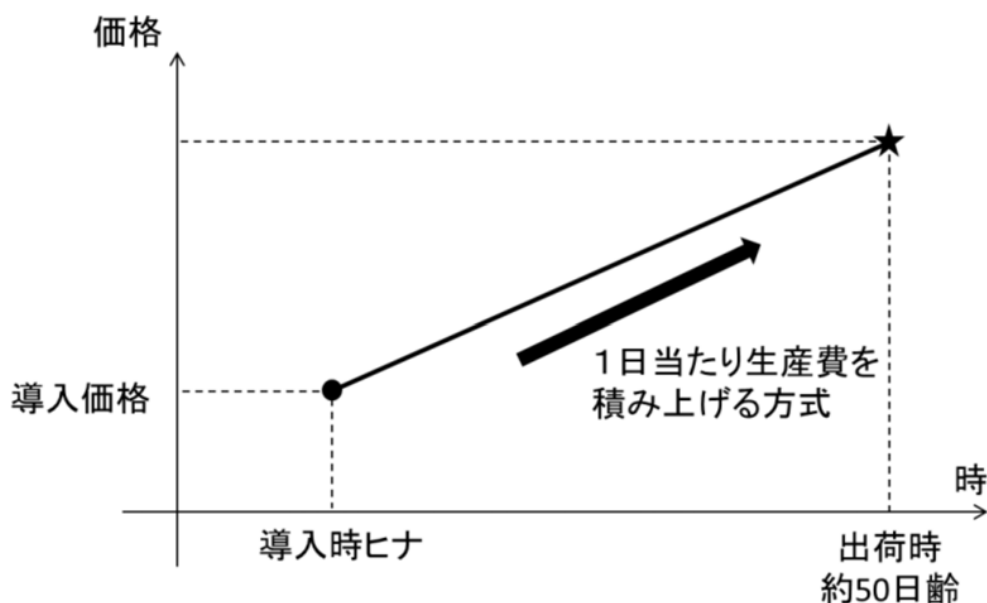
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費 (水道・光熱費、医薬品費等)、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【例】肉用鶏（ブロイラー）を出荷時（50日齢）で評価

導入価格 (1日当たりの生産費 × 育成日数)

75円 (肉用鶏初生ひな平均購入価格) + 9円 (H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均) × 50日 = 525円

肉用鶏
(ブロイラー)



2 採卵鶏

【産卵能力の最盛期まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格－（1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

(2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

① 産卵最盛期価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。

② 1日当たりの減損費については、次により算定する。

（産卵最盛期価格－廃鶏出荷時平均価格）÷（廃鶏出荷平均日齢－産卵最盛期の日齢）

なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

【例】採卵鶏を採卵最盛期（約210日齢）で評価

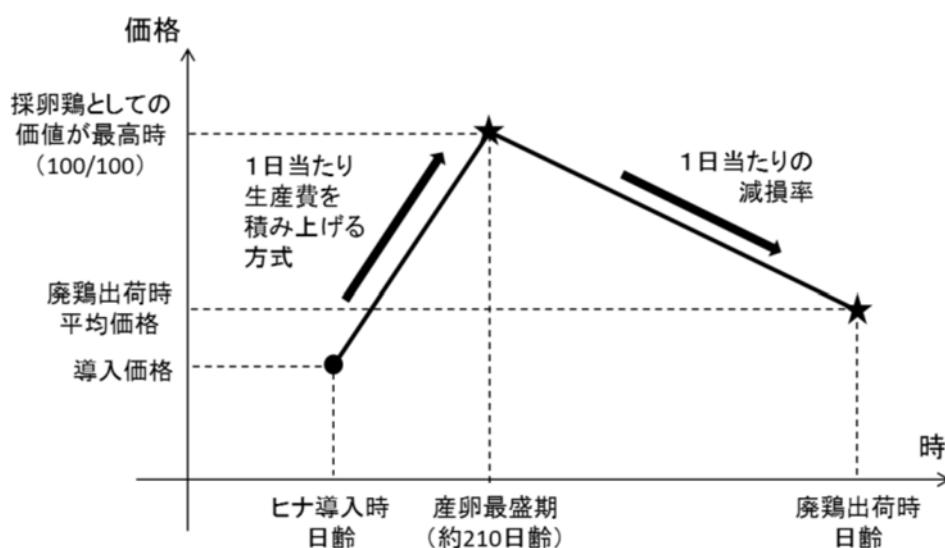
導入価格（120日齢）

（1日当たりの生産費×育成日数）

933円（卵用鶏大ひな平均購入価格）＋6円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）
×（210日－120日）＝ 1,473円

採卵鶏

（レイヤー）



※ 本文中の生産費及び生産費に係る統計指標については、基本的に各都道府県独自が算定する直近年度のものとし、都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。